

# 大分県みかん園等検査条例

昭和四十二年八月二十五日  
大分県条例第三十四号

関係者の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(立会い)  
第六条 みかん園等の耕作者若しくは所有者又はこれらの代理人は、当該みかん園等の検査に立ち会わなければならない。

(目的)  
第一条 この条例は、みかん園等におけるミカンバエのまん延を防止し、もつてかんきつ類の生産の助長に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「みかん園等」とは、温州みかんその他かんきつ類であつて規則で定めるもの（以下この条において「みかん等」という。）が植栽されている果樹園（みかん等が植栽されている宅地を含む。）をいう。

## (検査)

第三条 知事は、ミカンバエが発生し、又は発生するおそれがあると認められる地域のうち区域（以下「検査区域」という。）を指定し、当該検査区域内のみかん園等におけるミカンバエの発生状況及びミカンバエの発生の可能性についての検査（以下「検査」という。）をることができる。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、検査区域外のみかん園等においても検査をすることができる。

2 知事は、検査のため必要な最少量に限り、果実を無償で集取ずることができる。

## (検査員)

第四条 検査は、県の職員で知事が任命したもの又は市町村の職員若しくは知識経験を有する者で知事が委嘱したもの（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

## (証明書の携帯)

第五条 検査員は、検査を行う場合は、身分を示す証明書を携帯し、

(防除措置)  
第七条 知事は、検査の結果必要と認めた場合は、みかん園等の耕作者又は所有者に対し、ミカンバエの駆除、ミカンバエが寄生し、又は寄生しているおそれがある果実の除去その他のミカンバエの防除について必要な措置を命ずることができる。

## (市町村長の協力)

第八条 市町村長は、ミカンバエを発見した場合又はミカンバエが発生するおそれがあると認めた場合には、直ちにその旨を知事に通報するものとする。

## (委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## (罰則)

第十条 第三条第一項の検査を拒否した者及び第七条の規定による命令に従わなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

## (附則)

この条例は、公布の日から施行する。

## (施行期日)

1 この条例は、平成三十年九月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。